

沖縄県教育委員会規則の一部改正
 （沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則）

県立学校教育課

1 規則の概要（沖縄県教育庁組織規則）

沖縄県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき、教育委員会の事務局の内部組織、分掌事務及びその他必要な事項について定めた教育委員会規則

2 改正の概要

平成27年第2回沖縄県議会において、「沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例」が可決され、教育委員会の附属機関として「沖縄県いじめ防止対策審議会」が設置されることに伴い、沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）第33条に列記される附属機関に、同審議会を追加する。

3 改正及び施行年月日

平成27年7月17日（金）

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
改正後	現 行
（附属機関） 第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。 (1) 沖縄県産業教育審議会 (2) 沖縄県教科用図書選定審議会 (3) 沖縄県立図書館協議会 (4) 博物館・美術館協議会 (5) 沖縄県社会教育委員会 (6) 沖縄県文化財保護審議会 (7) 沖縄県就学支援委員会 (8) 沖縄県歴代宝案編集委員会 (9) 沖縄県生涯学習審議会 (10) 新沖縄県史編集委員会 (11) <u>沖縄県いじめ防止対策審議会</u>	（附属機関） 第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。 (1) 沖縄県産業教育審議会 (2) 沖縄県教科用図書選定審議会 (3) 沖縄県立図書館協議会 (4) 博物館・美術館協議会 (5) 沖縄県社会教育委員会 (6) 沖縄県文化財保護審議会 (7) 沖縄県就学支援委員会 (8) 沖縄県歴代宝案編集委員会 (9) 沖縄県生涯学習審議会 (10) 新沖縄県史編集委員会